

# 令和4年度 第14回政策推進会議報告

日時 11月17日 15時00分～15時55分

場所 WEB会議室

出席者 17人

## 1 次期尼崎市議会臨時会市長提出予定案件について

総合政策局長から資料に基づき報告。

## 2 (仮称) 尼崎市財政運営基本条例(骨子素案)及び素案に対する市民意見公募手続の実施について

## 3 尼崎市土地開発公社の解散について

2、3ともに資産統括局長から資料に基づき報告。(以下、質疑等)

- ・(公営企業管理者) (仮称) 尼崎市財政運営基本条例(骨子素案)について。理念条例とは言いながらもしっかりと考え方が書き込まれていると思う。数値目標については毎年の財政運営方針で記載していくということだが、これは良い手法だという印象を受けた。この条例ができることで、無茶な財政運営は食い止めることができるかと思っている。土地開発公社もやっとならぬまで来たかという思い。細かい話にはなるが1点お伺いしたい。土地開発公社の資料5ページの「解散に向けたロードマップ」、令和5年6月の備考、「市へ残余財産の帰属」という文言があるが、これは現金とか土地とかかと思うが、どのようなものがどれぐらいの規模であるのか。
- ・(資産統括局長) 資料3ページの右下の図、右側に「市に帰属」と記載しているが、現状は図の一番左にあるとおり、自己資金が2.1億円と保有地が4.9億円。この4.9億円の中身は、図の左側にある表に記載している6つの路線である。これらのうち4.9億円の土地を先行会計で市が買い取ることで、公社の保有資金としてはこの4.9億円プラス2.1億円の7億円となる。図の一番右側にあるとおり、公社の解散手続きが終了した後、7億円の清算資金が市に帰属する。ご質問の5ページのスケジュールのとおり、令和5年6月頃に市に帰属する予定で事務手続きを進めるイメージである。
- ・(都市整備局長) 同じく土地開発公社の解散について。公社の理事会で説明いただいたときにも発言したが、先行会計で対応するにあたり、市債の発行の同意の手続きが得られない場合は年度末に予算計上できない危険性があることが少し気になっている。当然、我々は相手方に新年度予算での対応の協力を呼びかけるなど、基本、年度末の取得にならないような対応を普段から心がけているのはもちろんだが、生産緑地の買い取りなどは相手方もあるため、柔軟に予算計上できるよう、今後ともよろしくお伺いしたい。3ページにある土地開発公社の保有地明細表の1から6まで、全て都市整備局が所管している都市計画事業並びに道路事業の用地であり、当然買い取った後は国庫補助の申請を行う可能性があるため、行政財産として保有することにはなる。長期の貸付はできないが、できるだけ事業に影響のない範囲で貸付も積極的に行い、土地の取得が足枷にならないよう努力していきたいと考えている。

- ・(資産統括局長) 公社のメリットの1つはいわゆる機動力で、突発的な事象に対しても対応できるということがある。また、機動力に加えて、やはり市民の皆様方に対しても明瞭性というか、翌年度には必ず買い戻しをするといった長期化しないようなルールを設けてきた。今後公社が解散するにあたって先行会計で対応するということが、当然、予算化していくことになると思うが、こうした予算化や国への補助要望に間に合わなかった場合であっても生産緑地等の関係で突発的に買い戻しを市が行っていかねばいけないような事象も今後出てくると思う。その場合は、理事会の中でも説明したが相手方がいる話なので、例えば新年度まで待っていただくとか、どうしても当該年度で対応しないといけない場合は必要に応じて一般財源を投入していくというのも一つの考え方かと思っている。
- ・(市長) 例えば今尼崎では暴力団関係者の居宅やかんなみの用地について買い取りの取組を進めている。市の事業としてではない転売など違う形の取組が予定されているようなものについても市が土地を取得していくということが既に生じており、今後もありうると思うが、こういった取組についてもこのスキームで問題なく対応できるということでしょうか。
- ・(資産統括局長) 事案によってケースバイケースの対応が出てくるかとは思いますが、基本的にはこのスキームで用地取得を行っていきたい。
- ・(市長) (仮称) 尼崎市財政運営基本条例(骨子素案)について。1ページ目の前文、「以上のことを踏まえ」で始まる最後のパラグラフだが、当然、この条例自体は健全な財政運営を目的として制定されるが、その健全な財政運営は何のためかという点、住民福祉の増進のためである。地方公共団体に課せられた使命をしっかりと果たしていくために、健全な財政運営が必要だということだと思っている。「今後も引き続き魅力あるまちづくりに取り組んでいく中で、健全な財政を維持していくため」、条例を制定するという結びになっているが、ここはやはり地方自治法で私たちの存在意義とされている住民福祉の増進をしっかりと果たしていくために、健全な財政を維持していく必要があるから、この条例を制定するのだという書き方をしっかりとっておいた方が良く思う。パブコメを踏まえて直すというのでも良いと思うが、いかがか。
- ・(資産統括局長) 住民福祉の増進のためといったフレーズについては、他都市の同様な条例を見ていると、前文の中にそういった文言が記載されているところも少しあるので、そういったことも踏まえて、今後修正してパブコメにかけていきたい。
- ・(市長) 全く修正の入らないまま成案化ということにはならないかもと思っているので、修正のタイミングは任せるが、私としては思いがあるのでよろしくお願ひしたい。

#### 4 その他

- ・(市長) 私の任期ではおそらくこれが最後の政策推進会議だと思う。最後の議題がこの財政運営基本条例の骨子と、土地開発公社の解散であったというのは、ある意味、非常に感慨深い。先ほど言ったようにしっかりと私たちの責任を果たしていくため、もう二度と崖っぷちの財政に陥ることがないように、預かった市税を大切に使うといけないと本当に思う。ようやくここまで来たかと心から思っているため、皆さんこれをしっかりと、組織の血肉にして、これからもう一段、魅力あるまちづくりに向けて進んでいけるよう頑張っていきたいと思うのでよろしくお願ひする。 (以上)